大田区と保育士養成施設名との保育実習生の受け入れに関する協定書

　大田区（以下「甲」という。）と、保育士養成施設名（以下「乙」という。）とは、令和●年●月●日付けで依頼のあった保育実習生の受け入れについて、以下のとおり協定を締結する。

依頼書の日付と同日

（趣旨）

第１条　この協定は、乙に在学中で実習生受け入れ関連科目を履修している学生について、保育実習生として大田区立保育園（以下「保育園」という。）で受け入れ、実践的な就業体験を伴う保育実習を行うために必要な事項を定めるものとする。

（保育実習生受け入れの目的）

第２条　保育実習生の受け入れは、保育園での保育実習を通して保育士業務と保育行政について実習生の経験と理解を深めるとともに、実習生への指導育成を通じて、保育園職員の能力開発及び職場の活性化を図ることを目的とする。

（実習生の決定）

第３条　実習生は、乙からの推薦に基づき、甲が決定する。実習生は、甲が別に定める誓約書を提出しなければならない。

（実習生の身分および服務）

第４条　実習生の身分および服務については、次に掲げるものとする。

（１）実習生は、実習期間中、乙の学生の身分を有する。

（２）実習生の服務は、甲の定めを準用し、実習中は、甲の指示にしたがって保育実習に専念するものとする。

（３）実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

（４）実習生は、実習中に知り得た秘密を、実習中及び実習終了後においても、第三者に漏らしてはならない。

（５）乙は、保育実習の開始に先立ち、実習生に対し、前項の規定による守秘義務に係る内容についての教育を行うものとする。

（実習の施設ならびに期間および時間）

第５条　実習の施設および期間は、甲乙協議のうえ決定する。実習時間は、原則として甲の勤務時間内とする。

（実習の経費）

第６条　実習に係る経費（交通費、食費等）は、全て実習生が負担する。

（報酬および費用弁償等）

第７条　甲は、実習生から提供された役務に対して、報酬等一切の金品を支給しない。

（被害の対応）

第８条　実習生が実習中に何らかの損害を被った場合は、乙および実習生の責任において対応するものとする。

（損害の賠償）

第９条　実習生が故意または重大な過失によって甲または第三者に損害を与えた場合には、乙および実習生は、甲または損害を受けた第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

（実習証明）

第10条　乙が実習生の実習内容について証明を求めたときは、甲は証明するものとする。

（実習の中止）

第11条　次に掲げる場合には、甲は、実習を中止するものとする。

(１)実習生が第３条に定める誓約書に反する行為をした場合

(２)実習生の疾病等により実習の継続が困難であると甲が判断した場合

(３)その他、甲または乙に実習の継続が困難な事態が発生した場合

２　前項の場合においては、甲は乙に速やかに通知する。

（協定の有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定を締結した日の翌日から対象となる依頼の実習期間が終了した年度の末日までとする。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙、各１通保管するものとする。

　　　　令和　　年　　月　　日

記入不要

甲　東京都大田区蒲田五丁目13番14号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大田区こども未来部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保育サービス課長　丹野　詩織　印

乙　東京都●●区●●●丁目●番●号

保育士養成施設名

代表者氏名　印